

表 1（令和6年度作成分）

基本構想・基本計画等作成調【総務委員会】

（〔事業費〕単位：千円）

番号	事業年度	所 属	構 想 ・ 計 画 名	事業費	作成期間	目 的	成 果 及 び 今 後 の 対 応 等	成 果 品 等 の 添 付
1	R 6	防災危機管理室	長崎市受援計画	0	R 6. 4 ～ R 7. 3	地震や風水害等による大規模災害が発生し、本市単独での対応が困難な場合に、非常時優先業務を継続するため、他機関等への応援要請や応援受入れを円滑に実施するとともに、必要な人的及び物的資源を適正に配置・分配することを目的として計画する。	関係所属及び防災関係機関等と調整を行い、令和7年3月に長崎市地域防災計画へ掲載した。 大規模災害時には、被災地以外の自治体や防災関係機関をはじめ、企業やボランティア団体等による様々な種類の支援を受けることが想定されることから、あらかじめこれらの支援の受入体制を整備したことで、円滑な支援の受入れが実施可能となる。	なし (長崎市地域防災計画に掲載済み)
2	R 6	総務部行政体制整備室	第2期長崎市行政経営プラン	379	R 6. 4 ～ R 7. 3	効果的で効率的な行政体制の構築と、健全な財政基盤の確立により、持続可能な行財政運営を実現するため、新たな行政経営プランを策定する。	長崎市行政改革審議会での審議、庁内組織である行財政改革推進本部での協議・検討、パブリックコメントの実施を経て策定した。 今後は、実施期間の令和7年度から令和12年度の6年間において、プランに掲げる取組みを計画的に推進し、持続可能な行財政運営の実現を図る。	なし (配布済)
3	R 6	総務部人事課	長崎市人事戦略	0	R 5. 7 ～ R 6. 8	基礎自治体として、時代に合った行政サービスを安定的に提供していくためには、市役所の組織及び職員を進化させていくことが必要不可欠である。よって、人材獲得、人材育成、職場環境整備など人事領域全般の総合的な戦略を策定する。	広く職員の意見を取り入れるために庁内ワーキンググループの設置や職員パブリックコメントを実施し、また、外部有識者の意見も踏まえながら戦略を策定した。 今後は、エンゲージメントや離職率等を指標としながら、戦略に定めた各種施策を実行していく。	なし (配布済)
4	R 6	情報政策推進部DX推進課	長崎市DX推進計画	6,248	R 6. 4 ～ R 7. 3	地域経済の発展と地域課題の解決を実現する「都市のデジタル化」と、先端技術を活用し業務等を効率化することで持続可能な形で行政サービスを提供していく「行政のデジタル化」を戦略的かつ計画的に推進するため、長崎市DX推進計画の令和7～令和9年度の基本施策を策定する。	市民や事業者のデジタル化の状況や満足度等を把握するための調査を実施するとともに、長崎市DX推進委員会や市民の意見等を広く取り入れながら令和7～令和9年度の基本施策を策定した。 今後は、設定した成果指標に基づき、計画に掲げる施策を着実に実行し、デジタル技術を活用した市民サービスの向上と業務の効率化を図る。	なし (配布済)
5	R 6	市民生活部文化振興課	長崎市芸術文化振興プラン（旧長崎市市民文化活動振興プラン－第3次改訂版－）	590	R 6. 3 ～ R 7. 3	芸術文化の振興に関する様々な施策について、総合的かつ計画的に推進していくため、旧長崎市市民文化活動振興プランの第3次改訂版として策定する。	文化振興審議会における審議や市民からの意見聴取を経て策定した。今後、市民、文化団体、アーティスト、地域、関係機関等とも連携しながら、本プランの推進を図る。また、文化振興審議会において、本プランの推進及び進捗状況について、検証・評価を行うなど適切な進行管理に努める。	なし (配布済)

表 2（令和 7 年度作成分）

基本構想・基本計画等作成調【総務委員会】

（〔事業費〕単位：千円）

番号	事業年度	所 属	構 想 ・ 計 画 名	事業費	作成期間	目 的	方 法 及 び 事 業 効 果 等
1	R 7	企画政策部 都市経営室	長崎市第五次総合計画後基本計画	7,918	R 6. 4 ～ R 8. 3	長崎市第五次総合計画前期基本計画が令和 7 年度で終了することから、前期基本計画の検証結果や市民の意見を踏まえ、令和 8 年度を初年度とする後期基本計画を策定する。 総合計画は、各分野における市政運営上の最上位計画であり、行政のみならず市民等にとっての活動指針ともなり得る「市民等とともに取り組む計画」として位置づけている。	市民及び学識経験者等約45名で構成する長崎市総合計画審議会において、全体会及び4つの部会を設け、計画案について審議するとともに、議会の意見やパブリックコメントによる市民の意見等を広く取り入れた計画策定に取り組む。なお、総合計画とまち・ひと・しごと創生総合戦略を一体的に推進するため両計画を統合する。 策定後は、本計画を広く市民に周知するとともに、計画に基づいた効率的・効果的な施策の推進を図る。
2	R 7	企画政策部 都市経営室	第 3 期長崎市教育大綱	0	R 7. 3 ～ R 8. 3	地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき、当該地方公共団体の実情に応じた教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を策定する。	市長と教育委員で構成される長崎市総合教育会議及び議会からの意見を踏まえ、第三期教育大綱の策定に取り組む。
3	R 7	企画政策部 都市経営室	第 2 期長崎市国土強靱化地域計画	0	R 7. 3 ～ R 8. 3	大規模自然災害等に備え、事前防災・減災と迅速な復旧復興に資する施策を、まちづくり政策や産業政策を含めた総合的な取り組みとして計画的に実施し、強靱な地域づくりを推進するための指針として国土強靱化地域計画を策定する。	本市で想定される大規模自然災害に対して、国基本計画や県地域計画、本市の地域特性等を踏まえ、「事前に備えるべき目標」において、その妨げとなる「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を設定し、これを回避するために必要な推進方針を関係部局と連携して定める。
4	R 7	企画政策部 都市経営室	長崎市過疎地域持続的発展計画	0	R 7. 4 ～ R 8. 3	過疎地域の持続的発展に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、過疎地域持続的発展計画（期間：令和 8 ～令和12年度）を策定する。 過疎地域…香焼、伊王島、高島、野母崎、外海、三和	現行の長崎市過疎地域持続的発展計画（前期計画）が令和 7 年度で計画期間満了となるため、令和 8 年度を開始時期とする後期計画を策定する。
5	R 7	企画政策部 都市経営室	第 3 期長崎広域連携中枢都市圏ビジョン	381	R 7. 4 ～ R 8. 3	人口減少・少子高齢社会においても一定の圏域人口を有し活力ある社会経済を維持するための拠点として、1市2町（長崎市、長与町、時津町）により長崎広域連携中枢都市圏を形成している。 連携中枢都市圏の中長期的な将来像や具体的取り組みを示した長崎広域連携中枢都市圏ビジョンの次期計画（期間：令和 8 ～令和12年度）を策定する。	現行の長崎広域連携中枢都市圏ビジョンが令和 7 年度で計画期間満了となるため、令和 8 年度を開始年度とする次期ビジョンを令和 7 年度に策定する。 圏域の民間や地域の関係者で構成される長崎連携中枢都市圏ビジョン会議において、広域連携の推進や実施状況等の検討を経て、連携市町で協議を行い、ビジョンの策定に取り組む。

表 2（令和 7 年度作成分）

基本構想・基本計画等作成調【総務委員会】

（〔事業費〕単位：千円）

番号	事業年度	所 属	構 想 ・ 計 画 名	事業費	作成期間	目 的	方 法 及 び 事 業 効 果 等
6	R 7	企画政策部 長崎創生推進室	次期長崎市まち・ひと・しごと創生総合戦略	16,888	R 5 . 4 ～ R 8 . 3	人口減少の克服と地域活力の向上に向け、目標や施策の基本的方向などを定めた第 2 期長崎市まち・ひと・しごと創生総合戦略の次期戦略を策定する。 ※昨年度時点では令和 7 年度を開始時期とする次期計画を策定予定であったが、国の動向を踏まえ 1 年後ろ倒しになったもの。	現行の第 2 期長崎市まち・ひと・しごと創生総合戦略が令和 7 年度で計画期間満了となるため、令和 8 年度を開始時期とする次期総合戦略を策定する。 なお、本市の総合計画の見直しに伴い、総合戦略の内容は総合計画に包含させる予定。 策定にあたっては、移動者動向調査や人口動向等の分析などに基づくとともに、市民の意見等を広く取り入れながら総合戦略の策定に取り組む。
7	R 7	総務部 人事課	長崎市職員ワークライフバランス推進計画	0	R 7 . 4 ～ R 8 . 3	次世代育成支援対策推進法及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づき、本市職員を対象に、事業主としての立場から策定する。 職員の仕事と生活の調和が図られ、職員が育児・介護等と仕事を両立することができるよう、次世代の育成にふさわしい職場環境の実現を図るとともに、女性職員が働きやすく、ますます活躍できるような職場環境の実現を図ることを目的としている。	現行の計画が令和 7 年度で終了となるため、令和 8 年度を開始時期とする次期計画を策定する。 現行の計画における数値目標及び主な取り組みの達成状況を踏まえ、次期計画における数値目標及び主な取り組みについて検討する。 育児休業取得率や年次休暇取得率の向上等、女性活躍及び次世代の育成にふさわしい職場環境の実現を進める。
8	R 7	総務部 人事課 ※任命権者ごとに作成	障害者活躍推進計画	0	R 7 . 2 ～ R 7 . 4	障害者の雇用を一層促進し、障害者の雇入れ及び継続雇用の支援、国及び地方公共団体における障害者の雇用状況についての確な把握等に関する措置を講ずるため、障害者の雇用の促進等に関する法律（障害者雇用促進法）に基づき策定する。	障害のある職員等が相談できる体制を整えるとともに、研修等により全ての職員の障害への理解を深め、意識改革を行っていく。また、障害のある職員一人ひとりの能力や希望をヒアリング等により把握し、業務との適切なマッチングを行うことで職務満足度の向上を図る。 なお、本計画期間満了時（令和 11 年度）における目標は以下のとおり。 ①障害者雇用率：3.0%（障害者の法定雇用率） ②障害のある職員の職場定着率：100% ③障害のある職員の職場等に対する満足度：80%
9	R 7	市民生活部 自治振興課	第 5 次長崎市安全・安心まちづくり行動計画	652	R 7 . 4 ～ R 8 . 3	市民が安全に、安心して暮らすことができるまちづくりを、市、市民、事業者が一体となって総合的に推進し、個人の生命、身体、財産に危害を及ぼす犯罪のない社会を実現することを目的とし、第 5 次長崎市安全・安心まちづくり行動計画（計画期間：令和 8 ～令和 11 年度）を策定する。	第 4 次長崎市安全・安心まちづくり行動計画が令和 7 年度に期間満了となるため、令和 8 年度を開始時期とする計画を策定する。 長崎市犯罪被害者等支援計画及び長崎市再犯防止推進計画の内容も含めた計画策定に取り組む。また 1 市 2 町（長崎市、長与町、時津町）で計画の施策体系の整合を図り、施策連携に取り組む。

表 2（令和 7 年度作成分）

基本構想・基本計画等作成調【総務委員会】

（〔事業費〕単位：千円）

番号	事業年度	所 属	構 想 ・ 計 画 名	事業費	作成期間	目 的	方 法 及 び 事 業 効 果 等
10	R 7	市民生活部 自治振興課	第12次長崎市交通安全計画	170	R 7. 4 ～ R 8. 3	交通安全に関する施策の推進を図るため、第12次長崎市交通安全計画（計画期間：令和 8 ～令和11年度）を策定する。	第11次長崎市交通安全計画が令和 7 年度に期間満了となるため、令和 8 年度を開始時期とする計画を策定する。また 1 市 2 町（長崎市、長与町、時津町）で計画の施策体系の整合を図り、施策連携に取り組む。
11	R 7	市民生活部 地域コミュニティ推進室	第 2 期みんな で、す～で！なが さき虹色プロ ジェクト【長崎 市地域まちづく り計画】	2, 376	R 6. 4 ～ R 8. 3	地域コミュニティのしくみを活用した地域自治の推進を図るため、地域福祉計画を包含した第 2 期みんなで、す～で！ながさき虹色プロジェクト【長崎市地域まちづくり計画】（計画期間：令和 8 ～令和12年度）を策定する。	現行の第 1 期みんなで、す～で！ながさき虹色プロジェクト【長崎市地域まちづくり計画】が令和 7 年度で計画期間満了となるため、令和 8 年度を開始時期とする第 2 期計画を策定する。
12	R 7	市民生活部 新火葬場整備室	長崎市新火葬場 整備基本計画	3, 724	R 4. 10 ～ R 8. 10	もみじ谷葬斎場の建替えに關しての基本方針等を示した基本構想を踏まえ、施設規模や建設場所等を示す基本計画を策定する。	基本構想を踏まえ、候補地の検討を進めるとともに、長崎市火葬場整備計画審議会や市民の意見等を幅広く取り入れながら、計画の策定に取り組む。
13	R 7	市民生活部 人権男女共同参画室	第 3 次長崎市人 権教育・啓発に 關する基本計画	365	R 7. 4 ～ R 8. 3	人権教育及び人権啓発に關する施策の推進を図るため、第 3 次長崎市人権教育・啓発に關する基本計画（計画期間：令和 4 ～令和12年度）の数値目標の見直し等を行う。	社会情勢の変化、計画の進捗状況などを勘案し、長崎市人権教育・啓発審議会や市民の意見等を広く取り入れながら、数値目標の見直し等を行う。
14	R 7	市民生活部 人権男女共同参画室	第 3 次長崎市男 女共同参画計画 後期行動計画	515	R 7. 4 ～ R 8. 3	男女共同参画に關する施策の推進を図るため、第 3 次長崎市男女共同参画計画後期行動計画（計画期間：令和 8 ～令和12年度）を策定する。	現行の第 3 次長崎市男女共同参画計画前期行動計画が令和 7 年度に期間満了となるため、令和 8 年度を開始時期とする後期行動計画を策定する。 社会情勢の変化、計画の進捗状況などを勘案し、長崎市男女共同参画審議会や市民の意見等を広く取り入れながら策定に取り組む。